

静岡県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 施行者の名称
島田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
島田都市計画下水道事業島田市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和63年6月21日
至 令和13年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし